

道振連第137号

令和2年7月14日

商店街振興組合（連合会）理事長 様

北海道商店街振興組合連合会

理事長 菊 池 恒

（公印省略）

「商店街域内消費喚起事業」の需要調査について

平素、道振連の事業活動にご理解・ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の長期化により、来店客の減少による売上低迷等、厳しい影響を受けている商店街の賑わいを創出するため、商店街の感染拡大防止と消費拡大を両立させる取り組みを支援する「商店街域内消費喚起事業」を、北海道からの補助を受け実施することとしています。

本事業は、添付の「商店街域内消費喚起事業補助金事業計画(案)」のとおり、イベントや販売促進活動、新北海道スタイルの定着に向けた取組、J P Q R 決済の普及促進などの域内消費の活性化を図ることを目的に、商店街が取り組む事業に助成するものです。

つきましては、事前に実施を希望する商店街を把握したく、別紙の「商店街域内消費喚起事業需要調査回答票」を送付しますので、必要事項を記載のうえ7月27日（月）までにFAXまたはメールで実施希望についてお知らせください。

なお、北海道と道振連の補助金交付申請等の手続が完了後、正式に事業計画等の申請書類を提出していただくことにします。

商店街域内消費喚起事業補助金 事業計画（案）

北海道商店街振興組合連合会

I 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の長期化により、売上減少等、大きな影響を受けている商店街の賑わいを創出するため、北海道が提唱する「新北海道スタイル」の定着に向けた取り組みを進め、感染拡大防止と消費拡大を両立させる取り組みを支援することにより、域内消費の活性化を図ることを目的とする。

II 事業期間

令和2年8月1日～令和3年1月末日

（※事業の始期・終期は予定であり変わることがあります。）

III 事業の内容

1. 補助対象者

北海道商店街振興組合連合会さん下の

①商店街振興組合

②市商店街振興組合連合会

2. 補助対象事業

新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、次の①～③の中から希望する事業を選択して実施する。（複数選択可）

①商店街イベント、セールイベント、キャンペーン、プロモーション、商品開発など域内消費の活性化に取り組む事業

【新規性を問わないため、毎年恒例のイベント、セール等も対象にします。】

②感染拡大防止の定着に向けた「新北海道スタイル」安全宣言の実践

【※商店街加盟店や事務局、商店街が運営するコミュニティスペース等で使用する感染拡大防止のために必要とされる消毒液、飛沫防止シート、非接触型体温計、フェースシールド、マスク、フロア誘導シールなどを用意・配布し、「新北海道スタイル」安全宣言の周知・実践と消費拡大に向けた取り組み】

③統一QR「JPQR」普及推進

【※感染拡大防止に向けキャッシュレス決済の推奨に向け、1枚のQRコードで複数社の決済に対応できる、JPQR決済の普及に向けた取り組み】

3. 補助率及び補助限度額

①補助率 補助対象経費の10/10

②補助限度額 1商店街50万円（消費税、地方消費税除く）

※1 市商店街振興組合連合会が実施主体となる全市的な取り組みの場合は、商店街振興組合の数×50万円に市商店街振興組合連合会分50万円を上乗せした額を限度とする。

※2 複数の商店街振興組合が合同で取り組む場合、代表した商店街振興組合が申請者となり、参加する商店街振興組合×50万円を限度とする。

4. 「新北海道スタイル」の安全宣言

事業実施を希望する商店街は、「新北海道スタイル」安全宣言（別紙参照）を提出する。

5. 不測の事態

新型コロナウイルス感染症の再流行などによる緊急事態宣言の再度の発出など自粛要請等の事態が生じた場合における事業が中止になった場合、準備に要した補助対象経費は事業経費として対象にする。

IV 実施方法

1. 需要調査の実施

商店街振興組合及び市商店街振興組合連合会に需要調査を行い、実施を希望する商店街を把握する。

2. 交付申請

実施を希望する商店街は、様式1による「商店街域内消費喚起事業補助金交付申請書」に、様式2「商店街域内消費喚起事業計画書」、様式3「経費明細書(予算)」のほか、「新北海道スタイル安全宣言」を添えて申請を行う。

3. 交付決定

交付申請書到着順に事業内容を確認し、様式4による「商店街域内消費喚起事業費補助金交付決定通知書」により通知する。

4. 事業の実施

交付決定通知書を受け商店街は、令和3年1月末日(予定)までに事業を実施する。

5. 実績報告

事業実施商店街は、事業終了後1ヶ月以内又は令和3年2月5日(予定)のいずれか早い日までに、様式6「商店街域内消費喚起事業費補助金に係る補助事業実績報告書」に、様式7「商店街域内消費喚起事業報告書」、様式8「経費明細書(決算)」を添えて報告する。

6. 補助金交付

実績報告書の内容確認後、補助金を交付する。

7. 対象経費

謝	金	感染予防又は拡大防止対策の指導・アドバイスを受けるための専門家謝金、PRイベントに関する出演者謝金など
旅	費	感染予防又は拡大防止対策の指導・アドバイスを受けるための専門家旅費、PRイベントに関する出演者旅費など
庁 費	会 議 費	事業打合せ・感染予防対策勉強会等の会議室料など(茶菓や飲食代は対象外)
	会場設営費	事業実施のための会場借料、備品等のレンタル費用、装置等の費用(電気、水道、看板、装飾、音響設備等に係る工事費及びレンタル料)、イベントに係る商店街の装飾経費、会場警備費用、事業に使用する空き店舗等の清掃費用、専用スタッフのTシャツ・ジャンパー等の作成、感染拡大防止に適合した会場設営・運営・設備消毒等に係る費用など
	広報宣伝費	ポスター、チラシ作成費、新聞折込、ポスティング料、新聞・雑誌等への広告料、テレビ・ラジオCM料、ネット広告掲載料、のぼり旗作成費(ポール・台座等含む)、案内看板など
	印刷製本費	抽選券・宝くじ券・ID入り応募券・スクラッチカード等の印刷作成費、入場整理券の印刷費、事業用の商店街マップ作成費、クーポン・カタログ冊子等の作成発行費など
	通信運搬費	発送費、輸送費、切手代、運搬用車両の借り上げ費用など
	外 注 費	他の事業者に行わせるために必要な経費。ただし、資格や専門性などから商店街自身で対応できない業務に限る。
	景 品 費	景品代、粗品代、賞品・プレゼント費用、ふるまいなど(景品としての現金や換金性の高いものは除く)
	その他経費	参考資料の購入費、事業に係る保険料、事業に係る消耗品費、事業に係る道路使用・占有申請料、事業に係る振込手数料、試作や開発のための原材料費(販売は不可)、感染防止のための飛沫防止シート・アクリル板・フロア誘導シール・消毒液・非接触型体温計・フェースシールド・マスク等、臨時のアルバイト料(日額8,000円、時間単価1,000円限度)など

注) 対象外となる経費は、資産計上が必要となる有形・無形資産、飲食費、販売商品の仕入れ代金、商店街関係者(構成員、従業員、家族等)に支払う労務費、視察研修・現地見学の費用、当該事業以外にも使用可能なものの経費、領収書の宛名が実施商店街名でないもの、事業決定通知より前に支出した経費、事業実施期間経過後に支出した経費、消費税及び地方消費税など。

(別 紙)

「新北海道スタイル」安全宣言

私たち商店街は
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため
「7つの習慣化」に取り組めます！

1. 店舗スタッフのマスク着用や小まめな手洗いに取り組みます。
 - ☛ 手洗い、マスク、咳エチケットの励行
2. 店舗スタッフの健康管理を徹底します。
 - ☛ 出勤前の健康チェックの徹底
3. 店舗内の定期的な喚起を行います。
 - ☛ 換気設備を適切に運転・管理し、窓やドアを定期的に開放し室内の喚起を実施
4. 備品、器具等の消毒・洗浄を行います。
 - ☛ ドアノブ、テーブル、イス、買い物籠など定期的な消毒の実施
5. 人と人との接触機会を減らすことに取り組みます。
 - ☛ フットプリントなどソーシャルディスタンスの確保
 - ☛ レジや窓口等でのビニール仕切りなどの活用
 - ☛ 人数制限や空席の確保
6. お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけます。
 - ☛ 店舗入口に消毒液を設置し、入店時に手指の消毒とマスク着用の呼びかけ
7. 安心して商店街をご利用いただけるよう取り組みます。
 - ☛ 店内掲示やホームページなどを活用し、商店街の取組をお客様に周知

〇〇〇〇商店街振興組合